明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一
〔省　令〕
○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一八）　二
○外国為替に関する省令の一部を改正する省令（財務六）

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第八条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であって、第三条に規定する方法による本人確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第三条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人確認を行うことができることとなった後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人確認を行うものとする。

2　その取引が平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る寄附のために行われるものである場合における第六条第一項第七号の規定の適用については、同号中

「ニ　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるもので、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又は代表者等の法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

とあるのは、

「ニ　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるもので、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又は代表者等の法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

ホ　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるもので、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又は代表者等の法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

とする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。